

群馬県再生資源物屋外保管事業場の構造及び維持管理等に関する基準

第一章 総則

(目的)

第一条 この基準は、再生資源物屋外保管業に係る設備の構造及び維持管理等に関する基準について、群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例（令和八年群馬県条例第二十二号。以下「条例」という。）及び群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例施行規則（令和八年群馬県規則第二十九号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、持続可能な循環型社会づくりに向けて、生活環境の保全、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現及び地域理解の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この基準における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- 一 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）をいう。
 - 二 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）をいう。
 - 三 事業者 条例第七条第一項の許可を受けている者又は許可を受けようとする者をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この基準において使用する用語は、同項各号に掲げる法令、条例、規則及び群馬県再生資源物屋外保管業の事前協議等に関する規程（令和〇年〇月〇日制定）において使用する用語の例による。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業の用に供する再生資源物屋外保管事業場の構造及び維持管理に関する計画並びに再生資源物屋外保管事業場の使用について、条例及び規則に定めるもののほか、この基準によること。

第二章 構造等、維持管理に関する基準

(再生資源物屋外保管事業場の構造等に関する基準)

第四条 再生資源物屋外保管事業場の構造等に関する基準は、条例に定めるもののほか、次によること。

- 一 条例第八条第二号イで定める囲いは、みだりに人が事業場内に立ち入るのを防止することができるようにするとともに、次に掲げる要件を備えたものであること。
 - イ 高さが二メートル以上あり、材質が波型の亜鉛メッキ鋼板又はこれと同等以上の耐久性を有するものであること。
 - ロ 出入口の門扉部分にあつては、高さが二メートル以上あり、かつ、施錠できるものであること。
 - ハ 事業場の内部を公開する目的で、囲いに透明とする部分が設けられている場合にあつては、透明とする部分の枠は、イに規定する材質であること。
- 二 再生資源物屋外保管事業場を管理するための次に掲げる設備が設けられていること。
 - イ 再生資源物の搬入及び搬出の状況を自ら監視することができ、かつ、帳簿の記載等を行うことができる事務所。
 - ロ 再生資源物の種類及び数量に応じた消火設備。

- 三 条例第八条第二号ハで定める屋外保管等をする場所の底面、油水分離装置及び排水溝は、次によること。
- イ コンクリートやアスファルト等の不浸透性の材料で築造又は被覆されている床若しくは地盤面であること。
 - ロ 油水分離装置は、確実に油水を分離できる容量を有し、排水について、排水基準（別表第四）の「物質の種類又は項目」の欄に掲げる「生物化学的酸素要求量」、「化学的酸素要求量」、「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）」及び「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）」に適合させること。
 - ハ 排水溝の構造は、排水が流出し、地下浸透又は滞留することなく回収できる構造とすること。
- 四 容器を用いずに再生資源物の保管を行う場合にあっては、保管場所の囲いの内側に明瞭な線により保管の高さの上限を表示すること。保管場所の囲いがない場合には、上限の数値を記載した標識を掲示すること。
- 五 床面に幅三十ミリメートル以上の視認性の高い実線により、保管場所を明確に区切ること。ただし、保管場所の囲いがある部分については、この限りでない。
- 六 容器を用いずに再生資源物の保管を行う場合にあっては、外部から保管場所への雨水の流入を防止するための措置が講じられていること。
- 七 騒音及び振動を、敷地境界において騒音基準（別表第一）及び振動基準（別表第二）に適合させるための設備を設置すること。
- 八 再生資源物屋外保管事業場から、悪臭が生ずるおそれがある場合にあっては、敷地境界において悪臭基準（別表第三）に適合させるための脱臭施設を設置すること。
- 九 再生資源物屋外保管事業場から、粉じんが生ずるおそれがある場合にあっては、集じん設備及び湿潤設備（以下「集じん設備等」という。）を設置すること。
- 十 再生資源物の破碎等の用に供する設備は、非常時に安全に停止できる構造であること。
- 十一 再生資源物の破碎等を行う場所は、次に掲げる設備が設けられていること。
- イ 破碎等を行う再生資源物の区分及び数量並びに処分方法に応じた設備
 - ロ 破碎等を行う再生資源物の保管設備
 - ハ 破碎等を行う再生資源物の設備であって、粉じんの飛散のおそれのあるものにあつては、集じん設備等
 - ニ 再生資源物の破碎等に伴い汚水又は油が生ずるおそれがある場合にあっては、次に掲げる設備
 - (イ) 排水が流出し、地下に浸透し、又は滞留することなく回収できる設備（以下「排水溝」という。）
 - (ロ) 排水を次に掲げる基準又は値に適合させるための処理設備（以下「排水処理設備」という。）
 - a 排水を公共用水域に放流する場合は、排水基準（別表第四）
 - b 排水を地下に浸透させる場合は、排水基準（別表第四）の「物質の種類又は項目」の欄に掲げる「カドミウム及びその化合物」から「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」までの物質について検出されないこと、及びそれ以外の物質については許容限度）
 - c 排水を下水道に排除する場合は、下水道法又は排除する下水道の管理者が定めた物質について、下水道法又は排除する下水道の管理者が定めた値

(再生資源物屋外保管事業場の維持管理に関する基準)

第五条 再生資源物屋外保管事業場の維持管理に関する基準は、条例及び規則に定めるもののほか、次によること。

- 一 条例第十四条に規定する標識は、その内容に変更があった場合は、速やかに変更するとともに、常に見やすい状態にしておくこと。
- 二 前条第一号ロに規定する門扉にあっては、一日の営業終了後閉鎖し、施錠すること。
- 三 油水分離装置、排水溝、消火設備等及び排水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

第三章 地域配慮

(営業時間)

第六条 再生資源物屋外保管業に係る営業時間に関する基準は、原則として次に掲げる要件を備えること。

- 一 午後九時から翌日午前六時までの間を行わないこと。
- 二 一日あたり十時間を超えて行わないこと。
- 三 連続して六日を超えて行わないこと。
- 四 原則として日曜日その他の休日には行わないこと。

(記録等の保存と公開)

第七条 この基準の規定により記録する事項に関する基準は、次によること。

- 一 行政処分又は行政指導があった場合は、その処分又は指導の内容及び改善計画又は改善結果
 - 二 再生資源物屋外保管事業場の事故若しくは破損等、又は点検若しくは検査結果等の異常があった場合は、事故若しくは破損等又は異常の状況及び補修等の結果
 - 三 第五条第三号に基づき定期的に実施した点検結果
- 2 この基準に規定する記録その他維持管理等の記録及び記録の備付けは、それぞれの原因となる日（期間にあっては当該期間の末日、その他の場合にあっては当該事実を知った日をいう。）から起算して十日以内に記録すること。
- 3 次に掲げる書面は、再生資源物屋外保管事業場を廃止するまでの間、再生資源物屋外保管事業場に備え付けること。
- 一 再生資源物の破砕等の用に供する設備に関する書面の写し
 - 二 事故の予防方法、事故時の復旧方法及び事故時の復旧費用の記載された書面

(事故時の措置)

第八条 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物屋外保管事業場において事故が発生した場合、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に報告すること。

- 2 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物屋外保管業に伴い、再生資源物又は廃棄物（以下「再生資源物等」という。）が崩落し、汚水又は油が飛散し、流出し、若しくは地下に浸透し、又は悪臭の発散、火災の発

生、延焼が生じた場合には、県民生活の安全の確保及び生活環境に係る被害を防止するために次の措置を講ずること。

- 一 引き続き再生資源物の崩落、汚水又は油の飛散、流出、若しくは地下浸透、又は悪臭の発散、火災の発生、延焼の防止のための措置
 - 二 飛散又は流出した汚水又は油の除去のための措置
 - 三 県民生活の安全の確保及び生活環境に係る被害を防止するための応急の措置
- 3 事業者は、事故又は災害によって再生資源物屋外保管事業場が被害にあった場合又は再生資源物屋外保管事業場外に被害が及んだ場合に、それらの復旧に要する費用に充てるための保険への加入又は資金の積立等に努めること。
- 4 事業者は、再生資源物屋外保管事業場における事故又は災害を防ぐために、常に、従業員への教育を徹底し、かつ、搬入者への啓発に努めること。

第四章 雑則

(その他)

第九条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、知事の指示するところによるものとする。

別表第一

騒音基準

区分	6時～8時	8時～18時	18時～21時	21時～6時
第1種区域	稼動禁止 (40デシベル)	45デシベル	稼動禁止 (40デシベル)	稼動禁止
第2種区域	稼動禁止 (50デシベル)	55デシベル	稼動禁止 (50デシベル)	稼動禁止 (45デシベル)
第3種区域	稼動禁止 (60デシベル)	65デシベル	稼動禁止 (60デシベル)	稼動禁止 (50デシベル)
第4種区域	稼動禁止 (65デシベル)	70デシベル	稼動禁止 (65デシベル)	稼動禁止 (55デシベル)

- 注1 区域の区分は、市の区域については各市の告示により規定された区域の区分を、町村の区域については「特定工場等において発生する騒音について規制する地域等の指定（平成12年群馬県告示第553号。以下、各市の告示と合わせて「騒音告示」という。）」を適用する。
- 2 騒音告示に定めのない区域にあつては、周辺地域の生活環境保全上の支障が生じないものとして、敷地境界において達成することとした数値とする。
- 3 カッコ内の値は、建屋内の処理その他作業であつて、当該時間に稼動することを知事が認めた施設に適用する。
- 4 第1種区域を除き、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム敷地並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、この表に定める数値から5デシベルを減じた値とする。
- 5 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 7 騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第二

振動基準

区分	6時～8時	8時～18時	18時～21時	21時～6時
第1種区域	稼働禁止 (55デシベル)	65デシベル	稼働禁止 (55デシベル)	稼働禁止 (45デシベル)
第2種区域	稼働禁止 (65デシベル)	70デシベル	稼働禁止 (65デシベル)	稼働禁止 (60デシベル)

注1 区域の区分は、市の区域については各市の告示により規定された区域の区分を、町村の区域については「特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域等の指定（平成12年群馬県告示第554号。以下、各市の告示と合わせて「振動告示」という。）」を適用する。

2 振動告示に定めのない区域にあつては、周辺地域の生活環境保全上の支障が生じないものとして、敷地境界において達成することとした数値とする。

3 カッコ内の値は、建屋内の処理その他作業であつて、当該時間に稼働することを知事が認めた施設に適用する。

4 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

5 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。

6 振動の測定方法は、日本産業規格Z8735に定める方法によるものとし、振動の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所

ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

別表第三

悪臭基準

区分		住宅に近接する敷地	その他の敷地
A区域	指数1.3区域	臭気指数1.2	
B区域	指数1.5区域	臭気指数1.5	
C区域		臭気指数1.5	臭気指数1.8
D区域	指数2.1区域	臭気指数1.8	臭気指数2.1

注1 区域の区分は、市の区域については各市の告示により規定された区域の区分を、町村の区域については「悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定及び同法第四条に規定する規制基準の設定（平成15年群馬県告示第159号。以下、各市の告示と合わせて「臭気告示」という。）」を適用する。

2 悪臭基準に定めのない区域にあつては、D区域を適用する。

3 「住宅に近接する敷地」は、第三者が居住する住居が存する敷地の境界から10メートル以内に近接している敷地に適用する。

4 臭気指数の測定方法は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める方法とする。

別表第四

排水基準

物質の種類又は項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P N※に限る。)	1 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.02 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L 以下
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	25 mg/L 以下
化学的酸素要求量	25 mg/L 以下
浮遊物質	50 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L 以下
フェノール類含有量	1 mg/L 以下
銅含有量	3 mg/L 以下

亜鉛含有量	2 mg/L 以下
溶解性鉄含有量	1 0 mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	1 0 mg/L 以下
クロム含有量	2 mg/L 以下
大腸菌数	日間平均 8 0 0 C F U/mL 以下
窒素含有量	1 2 0 mg/L (日間平均 6 0 mg/L) 以下
磷含有量	1 6 mg/L (日間平均 8 mg/L) 以下
ホルムアルデヒド	1 0 mg/L 以下
ダイオキシン類	1 0 pg-TEQ/L

注 1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場に該当するものは除く。

- 2 放流水等に係る水質検査（ホルムアルデヒド及びダイオキシン類の水質検査を除く。）の方法は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 4 9 年 9 月環境庁告示第 6 4 号）」の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- 3 「ホルムアルデヒド」の水質検査の方法は、日本産業規格 K 0 1 2 5 付属書 E に定める方法によって検定した場合における検出値によるものとする。
- 4 「ダイオキシン類」の水質検査の方法は、日本産業規格 K 0 3 1 2 に定める方法による。
- 5 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 6 原則として「生物化学的酸素要求量」については河川に、「化学的酸素要求量」については湖沼に放流する水について適用する。
- 7 「日間平均」による排水基準値は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 8 E P N^{*}とは、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイトを示す。
- 9 検査項目は、知事が指示した項目又は検査する項目として知事が認めた項目とする。
- 10 排水を地下に浸透する場合は、物質の種類又は項目に掲げるカドミウム及びその化合物からアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物までの物質について検出されないこと。なお、この場合の検定方法は、「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年 8 月 2 1 日環境庁告示 3 9 号）」による。
- 11 排水を下水道に排除する場合は、この基準によらず下水道法又は排除する下水道の管理者が定めた値とすること。